地域の魅力向上・地域資源の活用による
観光・地域づくり

1. 地域の観光資源を活用したプロモーション事業

概　要

◆政府目標である2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の達成に向け、訪日外国人旅行者の地方部への誘客を促進させるため、新型コロナ収束後のインバウンド観光における構造的な変化を見据えた、訪日外国人旅行者の多様なニーズを踏まえ、地方（自治体及び民間企業等）の発意の元に自らが主体となり、日本政府観光局（JNTO）とも連携しつつ、地域の魅力ある観光資源を戦略的かつ効果的に発信する。

対象者　：近畿運輸局との連携が可能な地方自治体、観光団体、民間企業等

対象事業　：重点22市場からのインバウンドの回復及びさらなる誘客に向けて、近畿運輸局と連携して地域の魅力を発信し、関西への来訪を促進する訪日プロモーション事業。JNTOのデジタルマーケティング分析結果等も活用し、外国人旅行者にまだ知られていない地域の観光資源を発信する。

事業費　：事業効果が分析可能であり、その分析結果をJNTO が行うデジタルマーケティング等に活用できる事業について、国は原則事業費の1/2 を負担する。

※補助金･交付金ではなく、国の発注により実施する共同事業

手続等　：事業実施年度の前年（例年９月頃）に実施方針説明会を開催し、事業提案を公募。ヒアリング実施後、観光庁において事業採択の決定

実施スキーム

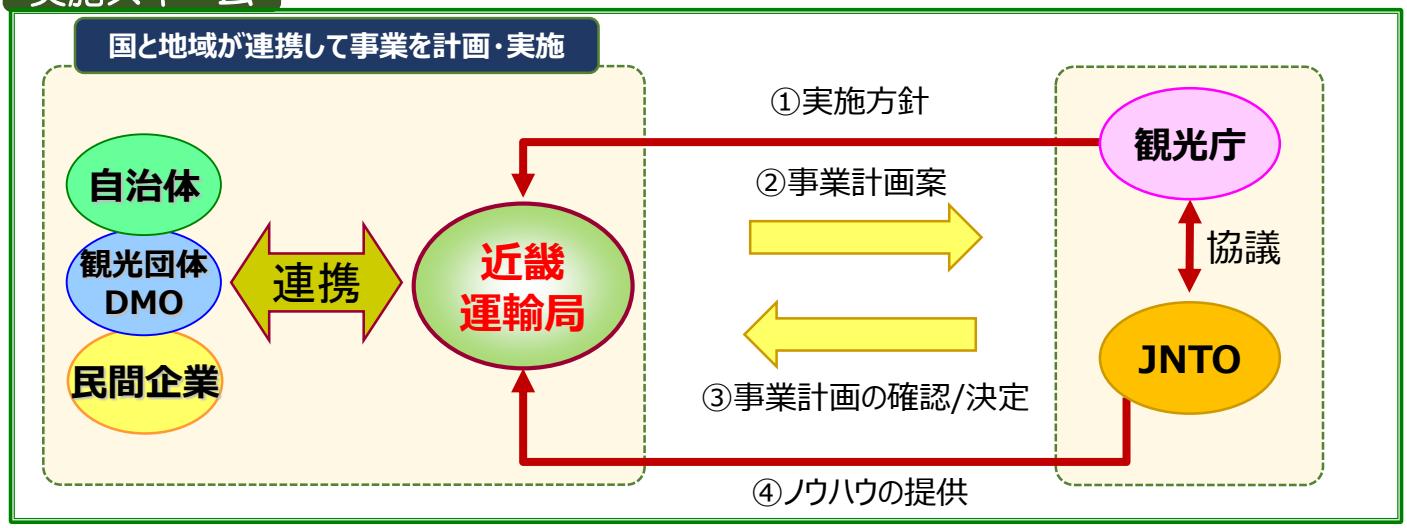

地域が広域に連携

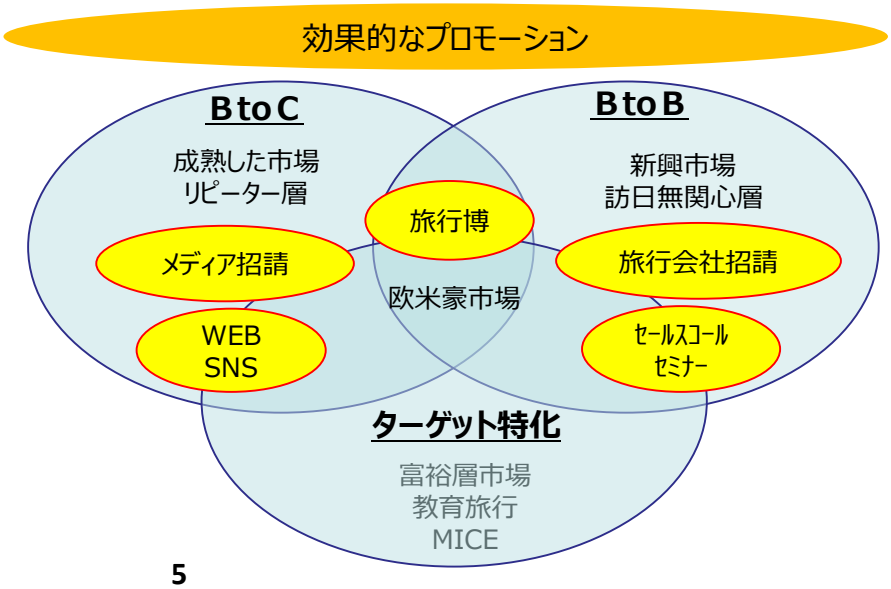

地域の観光資源を活用したプロモーション事業の概要

■重点22市場

中国、韓国、台湾、米国、香港、豪州、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、カナダ、英国、フランス、ドイツ、フィリピン、ベトナム、インド、ロシア、イタリア、スペイン、メキシコ、中東地域*

*UAE、サウジアラビアを中心としたGCC 加盟6 ヶ国、トルコ、イスラエル

■事業内容の例

【国内で実施する事業】　○海外旅行会社の招請　○海外メディア・インフルエンサー等の招請　○海外教育関係者の招請
【国外で実施する事業】　○海外旅行博への出展　○現地旅行会社等への訪問　○現地でのセミナー・商談会への参加・開催
【共同広告・情報発信】　○海外の新聞・雑誌への記事掲載　○WEB・SNSを活用した情報発信

招請事業（ファムトリップ）

海外の旅行会社やメディア等を招請し、関西の歴史や伝統文化等の体験を通じた訪日旅行商品造成や現地媒体での記事掲載等を促進

海外旅行博への出展

海外で開催される旅行博でPRブースを出展し「KANSAI」の認知度向上による誘客を促進

旅行会社等への訪問・現地PRセミナー

海外の政府関係機関や旅行会社・メディア等を訪問し、観光交流、訪日旅行商品の造成、メディアへの露出拡大等を促進

現地媒体・WEB等を活用した情報発信

海外の新聞・雑誌、WEB・SNSを活用して関西の情報を拡散し、魅力を発信

○問い合わせ・申請先：近畿運輸局　観光部　国際観光課
TEL：06-6959-6796　FAX：06-6949-6135

2. 持続可能な観光推進モデル事業

令和4年度予算案額:
150百万円

概　要

世界的に「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）（※）」への関心が高まる中、我が国が世界の旅行者から選ばれる観光地となるよう、モデル形成を通じた地域におけるマネジメント体制の構築等を通じて、オーバーツーリズムやカーボンニュートラルにも対応した持続可能な観光の推進を図る。

（※）国際観光機関（UNWTO）における「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」の定義：
訪問客、業界、環境および訪問客を受け入れるコミュニティーのニーズに対応しつつ、現在および将来の経済、社会、環境への影響を十分に考慮する観光

対象者

地方公共団体、DMO、民間事業者

支援内容

①持続可能な観光地経営のモデル形成

「日本版持続可能なガイドライン（JSTS-D）」の実践を通じて、持続可能な観光地経営のモデルを形成し、その取組の全国展開を図る。

「日本版持続可能な観光ガイドライン」の役割
（1）自己分析ツール：観光政策の決定、観光計画の策定に資するガイドラインとして活用
（2）コミュニケーションツール：地域が一体となって持続可能な地域観光地づくりに取り組む契機に
（3）プロモーションツール：観光地としてのブランド化、国際競争力の向上

日本版持続可能な観光
ガイドライン（JSTS-D）

② 持続可能な観光を実践する地域人材の育成・創出

持続可能な観光に関する専門家派遣等を通じて、地域において持続可能な観光を実践する地域人材の育成・創出を図る。

③ 観光サービスを提供する地域の事業者群の取組の促進

地域において持続可能な観光に取り組む事業者によるプラットフォームの形成を支援することにより、機運の醸成や取組の促進を図る。

スケジュール

令和４年４月募集開始予定

○問い合わせ先　：国土交通省　観光庁　外客受入担当参事官室
TEL: 03-5253-8972

3. ポストコロナを見据えた新たなコンテンツ形成支援事業

令和4年度予算案額：
448百万円の内数

概　要

- ポストコロナを見据え、中長期滞在者や反復継続した来訪者などの新たな交流市場の開拓や新たに関心の高まっているニーズの取り込みに万全を期す必要がある。
- このため、新たな市場やニーズの開拓に取り組もうとする地域に対する支援（第２のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）等）を行う。

事業イメージ

- 人々のニーズの多様化を踏まえた、誘客テーマやターゲットの明確化、コンテンツの高付加価値化、マーケティング等の専門家等によるノウハウ支援等
- 特に、密を避け自然環境に触れる旅へのニーズの増加、田舎にあこがれを持って関わりを求める動きを踏まえた、いわば「第２のふるさと」を作り「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たなスタイルのモデル実証

Step1 地域を知る（旅マエ）　Step 2 地域を訪れる（旅ナカ）　Step 3 何度も訪れる（旅アト）　Step 4 地域に根付く

対象者

新たな市場・ニーズを開拓し誘客に取り組もうとするDMO・事業者・自治体等

対象事業

有識者会議での検討および令和3年度中に実施するニーズ調査等を踏まえ、決定する予定。

支援内容

現時点では、専門家等によるノウハウ支援等を実施する予定だが、詳細は今年度中に実施するニーズ調査等を踏まえて決定する予定。

支援手続スケジュール（予定）

令和３年度中：モデル実証地域の公募
令和４年度　：モデル実証開始

備考

詳細は決まり次第、随時観光庁Webサイトにて公表予定。
中間とりまとめ等、有識者会議の関連資料については、以下のページに掲載中。
https://www.mlit.go.jp/kankocho/dai2nofurusato.html

○問い合わせ先　：国土交通省　観光庁　観光資源課
TEL　03-5253-8924

4. 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

令和4年度予算案額：
763百万円

概　要

旅行者の混雑や密を低減させつつ、国内外の旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。

事業イメージ

対象者

登録DMOまたは、地方公共団体

※登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体に限る。

対象事業

①調査・戦略策定

②滞在コンテンツの充実

③受入環境整備

④旅行商品流通環境整備

⑤情報発信・プロモーション

※ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る。

支援内容

【支援対象事業】

①調査・戦略策定

②滞在コンテンツの充実

③受入環境整備、

④旅行商品流通環境整備

⑤情報発信・プロモーション

【補助率】

①：事業費の 10/10（上限1,000万円）

②③④⑤：事業費の1/2

※継続事業については2年目:2/5、3年目以降:1/3

支援手続スケジュール（予定）

令和３年１２月２日～令和４年１月２４日：令和４年度事業計画（案）募集期間

令和４年２月：連絡調整会議実施予定

令和４年４月：交付決定予定

〇問い合わせ先　：国土交通省　観光庁　観光地域振興課
TEL　03-5253-8328
近畿運輸局　観光部　観光地域振興課
TEL　06-6949-6411

5. 世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業

令和4年度予算案額:
1百万円

※令和3年度補正予算事業（約100億円の内数）も活用

概　要

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人（DMO）の体制を強化する。

事業イメージ　対象事業

インバウンドに対応したマネジメント体制が確立された観光地域づくり法人を対象に、以下の支援を実施。

① インバウンドにより地域全体の経済効果を高めるための投資戦略やビジネスモデルを確立するための外部専門人材の登用

以下の４分野において専門性を有する人材をDMOが登用するために要する費用を支援

- インバウンドに関するデータ分析・誘客戦略の策定
- 外国人旅行者に選好される魅力的なコンテンツの開発・強化
- 外国人旅行者が快適かつ安全に周遊・滞在できる受入環境の整備
- 国外向けの戦略的な情報発信・プロモーション

② OJT派遣や視察、研修・セミナー等の受講による中核人材の育成

中核人材の確保及び育成に資する以下の取組に係る費用を支援

- 他のDMOとの人材交流
- 先進的な海外観光地域への視察
- 研修・セミナー等の受講

③ 安定的な財源の確保のための自主財源（地方税）導入に向けた関係者の合意形成

特定財源（地方税）導入に向けた観光事業者等の合意形成に資する、勉強会・シンポジウムの開催等の取組に係る費用を支援

対象者

補助対象：観光地域づくり法人　（登録ＤＭＯ）

支援内容

補 助 率 ：定額

支援手続スケジュール

一次募集調査票提出：令和４年２月～（予定）

○問い合わせ先　：国土交通省 観光庁 観光地域振興課 観光地域づくり法人支援室
TEL　03-5253-8328
近畿運輸局　観光部　観光地域振興課
TEL　06-6949-6411

６. 広域周遊観光促進のための専門家派遣事業

令和4年度予算案額：
763百万円（内数）

概　要

登録DMO、候補DMOまたは地方公共団体に対して、インバウンドをはじめとした広域周遊観光に関する分野の専門家を派遣し、助言を行っていただくことで、地域では気付かれていない新たな魅力や課題の発掘、誘客戦略及び地域の観光関係者のスキル向上等を支援

事業イメージ

登録DMO、候補DMOまたは地方公共団体が事務局（委託事業者）に対し派遣要請を行い、訪日外国人旅行者等の周遊促進に向けた課題解決のためのものであると判断される場合に専門家を派遣します。
また、観光庁が各地域へ専門家を派遣する必要があると判断した場合には、当該地域と調整したうえで専門家を派遣します。

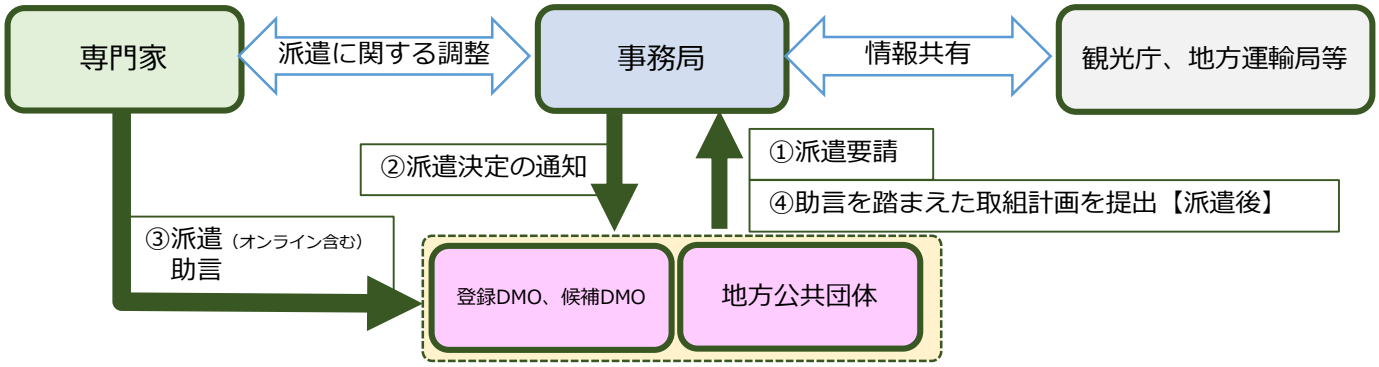

対象者

登録DMO、候補ＤＭＯ及び地方公共団体

対象事業

・誘客戦略策定	・域内経済循環	・DMO設立	・DMO運営
・人材育成	・地域の既存データ整理・分析	・各種調査手法	・旅行商品造成
・地場産業資源の活用	・自然	・文化財	・芸術・伝統文化
・DX・ICT	・販路・商品流通	・宿泊	・交通
・安全・危機対応	・衛生管理	・リピーター戦略・外国人対応	

支援内容

○ 派遣要請を受けた専門家が地域を訪問（オンライン接続含む）し、インバウンドをはじめとした広域周遊観光に関する専門的知見から助言を実施
○ 専門家の派遣に関わる謝金・旅費については、観光庁が負担（上限あり）
○ 専門家の選定については、事務局（委託事業者）に相談可能

支援手続スケジュール（予定）

令和4年4月頃：派遣要請受付開始

○問い合わせ先　：国土交通省　観光庁　観光地域振興課　広域連携推進室
TEL　03-5353-8327

7. サステナブルな観光コンテンツ強化事業

令和3年度補正予算額：
9，988百万円の内数

概　要

ポストコロナを見据え、世界的に「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」への関心が高まる中、各地域に引き継がれてきた生活（生業）・自然環境・文化等について、それらの持続可能性の向上に資するような維持・活用の仕組みを上質な観光サービス等としての実装（体験型コンテンツの造成、受入環境整備）を推進する。

事業イメージ

〇専門家派遣によるコーチングや実証調査等を通じて、モデルとなる取組事例を創出。
〇地域資源の維持・活用やコンテンツ造成等に必要な施設改修、物品等購入を支援。

取組事例

＜島食（しましょく）を学ぶツアー＞
自然環境や地域資源を維持しつつ、魅力ある“島くらし”をコンテンツ化

＜舟屋の生活文化体験＞
特色ある舟屋の景観を生かし、漁業や海とともにある暮らしをゆったりと体験できる観光

対象者

持続可能な観光の取組を実施する
　地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO）・民間事業者等

対象事業

【調査事業】（体験型コンテンツの造成）
- 地域による計画作成・取組体制の構築、ガイド人材の育成・確保
- 各地域に引き継がれてきた生活（生業）・自然環境・文化等の魅力を体験するコンテンツや地域資源の維持と活用を兼ねたコンテンツ等の造成
- 販路形成・プロモーション等の取組　等

【補助事業】（受入環境整備）
- 施設等の改修・整備に対する支援
  例：既存建築物の改修による観光施設への活用、景観に配慮した案内所・交流スペース、環境に配慮した散策道　等
- 設備・備品の購入等に対する支援
  例：交流スペースに必要な設備・物品導入、ガイドツアーに必要な物品購入　等

支援内容（補助額等）

【調査事業】

- 定額、上限額2,000万円/地域
- 国費による調査事業であり、補助事業・交付金事業では無いことに留意

【補助事業】

《施設等の改修・整備》

- 補助率：事業費の1/2以下
- 補助上限額5,000万円/地域
  （※金額の下限は特にありません）

《設備・備品の購入》

- 補助率：事業費の1/2以下
- 補助上限額500万円/地域
  （※金額の下限は特にありません）

支援手続スケジュール（予定）

【調査事業】

令和４年　１月中旬頃　公募開始（予定）
〃　４月下旬頃　選定地域公表（予定）
〃　５月上旬～令和５年３月　事業実施（予定）

【補助事業】

令和４年　１月中旬頃　公募開始（予定）
〃　３月下旬頃　選定地域公表、交付決定通知（予定）
〃　４月上旬～令和５年３月　事業実施（予定）

〇問い合わせ先　：国土交通省　観光庁　観光資源課
TEL　03-5253-8924（直通）

8. 近畿観光まちづくりコンサルティング事業

概　要

国際競争力のある観光地づくりの推進に向けて、地域と旅行業者等との連携・協働により地域の観光魅力を発掘・増進させ、新たな企画旅行商品の流通を含め、魅力ある観光まちづくりを通じた地域の活性化を促進するため、観光有識者や旅行業者等のメンバーからなる「近畿観光まちづくりアドバイザリー会議を設置し、平成１８年度より地域に対するコンサルティング事業を実施しています。

対象者

地方公共団体、
観光地域づくり法人(登録DMO、候補DMO)等

対象事業

有識者等からなるアドバイザリー会議において、地域のコンサルティングをおこない、今後の観光まちづくりに関する方向性や手法等について提案書の交付等によるアドバイスを行い、地域での活動を支援する。

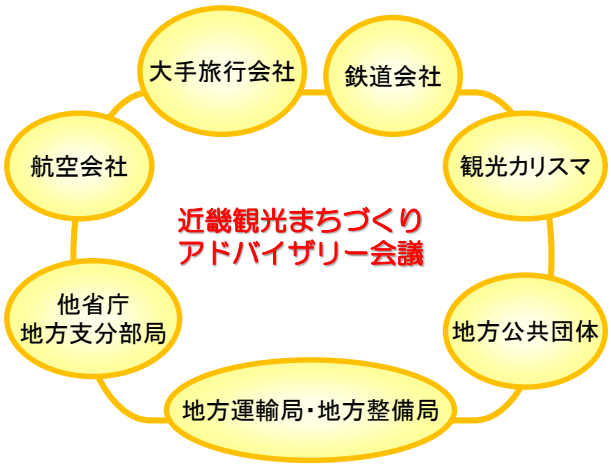

事業イメージ

重点支援地域(コンサルティング対象)の募集
・近畿運輸局ホームページ上で募集
・「近畿地域観光マーケティング戦略シート」を応募時に提出

▼

第１回アドバイザリー会議
・整理された「近畿地域観光マーケティング戦略シート」をもとに、支援地域を選定

▼

現地調査
・アドバイザリー委員が現地の観光資源等を視察、地元関係者との意見交換

▼

第２回アドバイザリー会議
・現地調査の結果を受けて、地域の観光組織構築や旅行商品開発等に関して意見交換

▼

地域側検討期間
・アドバイザリー委員の意見を受けて、地域側での意見交換会開催

▼

第３回アドバイザリー会議
・応募地域について、現状及び課題を分析し、地域観光組織構築や旅行商品開発等に関するアドバイスなど観光地域づくりに必要な提言内容について検討

▼

第４回アドバイザリー会議
・提案書の完成に向けて内容のさらなる検討を実施

▼

提案書の交付

【過去の実施地域】

○平成18年度　海南市、日高町、舞鶴市、宮津市
○平成19年度　三木市
○平成20年度　加西市、亀岡市
○平成21年度　柏原市、田尻町
○平成22年度　丹波市、河内長野市、高槻市
○平成23年度　天理市、桜井市、橿原市、明日香村（３市１村連携）
○平成24年度　吹田市
○平成25年度　守山市
○平成26年度　西脇市
○平成27年度　奈良県野迫川村
○平成28年度　富田林市
○平成29年度　太子町（大阪府）
○平成30年度　広陵町
○令和元年度　向日市
○令和２年度　田原本町
○令和３年度　枚方市

○問い合わせ先　：近畿運輸局　観光部　観光地域振興課
TEL　06-6949-6411

9. 国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

令和4年度予算額：
1百万円

※令和3年度補正予算事業（約100億円の内数）も活用

概要

スノーリゾートは地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツ。
スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進する。

事業イメージ

アフタースキーを楽しめる環境を整備し、外国人観光客の長期滞在を促進

ICゲートシステムの導入により、複数スキー場への周遊を促進

グリーンシーズンも楽しめる環境を整備し、通年での誘客を促進

高機能な降雪機の導入により、営業期間を最大化・明確化

対象者

観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等
※インバウンド需要を取り込む
意欲・ポテンシャルが高い地域の
「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」
に位置づけられた事業の実施主体に限る。

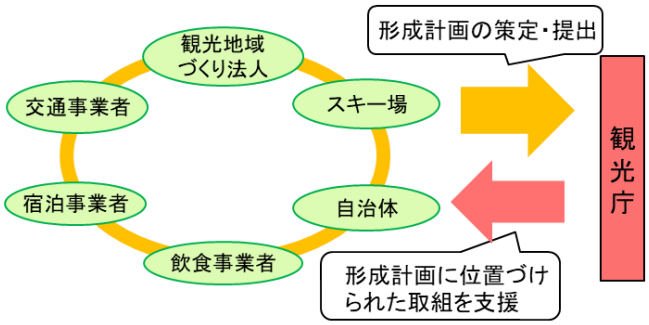

対象事業

・補助対象事業：

地域の関係者が一体となって策定した「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」に位置づけられた以下の取組

〇アフタースキーのコンテンツ造成
〇グリーンシーズンのコンテンツ造成
〇受入環境の整備
（多言語対応、Wi-Fi整備、キャッシュレス対応、公衆トイレの洋式化等）
〇外国人対応可能なインストラクターの確保

〇二次交通の確保（スキー場間の周遊等のためのバス運行の実証実験）
〇情報発信（プロモーション資材の作成等）
〇スキー場インフラの整備
（高機能な降雪機の導入、ICゲートシステムの導入、レストハウス等の改修・撤去）
※訪日外国人旅行者の誘客に地域一丸となって取り組む地域に絞って支援

支援内容

上記の補助対象事業に要する経費のうち、１/２を支援

支援手続スケジュール（予定）

２月～　：公募（予定）
５月上旬：交付決定（予定）

〇問い合わせ先　：国土交通省 観光庁 観光地域振興課
TEL　03-5253-8328

10. 通訳ガイド制度の充実・強化

令和4年度予算案額:
66百万円

概　要

　ポストコロナを見据えたインバウンドの回復や、多様化する訪日外国人旅行者のニーズに的確に対応し、旅行者の満足度を向上させ、旅行消費額の拡大を図るため、通訳ガイドのスキルアップの推進による多方面での活用（ガイドの質の向上と活用）、通訳ガイドのなり手の確保等に向けた取組を支援する。

対象者

大学生等通訳ガイドの認知度が低い層、全国通訳案内士、地域通訳案内士、
外国語ガイド等

対象事業

①通訳ガイドの質の向上

「上質なサービスを求める旅行者への対応」等のハイレベル研修の実施によって通訳ガイドのスキルアップを促進し、同時に、スキルの見える化を行い、通訳ガイドの高付加価値化を実現することで、多方面での通訳ガイドの活躍を促進し、訪日受入環境整備を推進する。

②通訳ガイドの成り手の確保

　全国通訳案内士試験の運営面の向上を図りつつ、SNSを用いた情報発信や講演活動等により通訳ガイド業務の魅力をPRし、広く通訳ガイド人材を確保する。

支援手続スケジュール（予定）

令和４年7月頃～令和５年3月末頃：各事業実施予定

○問い合わせ先　：国土交通省　観光庁　参事官（国際関係・観光人材政策）
TEL　03-5253-8367

11. 地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

令和3年度経済対策関係予算額：
約1，000億円

概　要　　事業イメージ　　支援内容

地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

国土交通省 観光庁

経済対策関係予算：約1,000億円

○ 観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体・DMO等による**観光地再生に向けた地域計画の作成**や**同計画に基づく改修事業等を強力に支援**。

○ 観光地全体が裨益する大規模な改修への支援を可能とするため、予算額1,000億円を確保するほか、宿泊施設改修について、補助上限を１億円とするとともに経営体力の低い事業者に対する補助率を2/3に引き上げるといった措置を講じる。

参考：令和２年度３次補正で措置された「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」の予算額は550億円、補助上限は2,000万円、補助率は1/2

※ 計画に参加する事業者において従業員の賃上げに取り組む地域を優先的に採択

① 地域計画の作成支援

※ 自治体・DMO等の地域を代表する団体が取りまとめて作成

中長期的な観光地の再生・高付加価値化プラン（地域計画）の作成に向け、
・地域の合意形成、・地域再生のコンセプトづくり、・個別施設の改修計画の磨き上げ、・資金調達
などの点について、地域の取組を国が支援（専門家派遣等の実施）

② 地域計画に基づく事業支援

地域計画に基づく、面的な観光地再生に資する事業を強力に支援

宿泊施設の高付加価値化

観光地の面的再生に資する
宿泊施設の大規模改修支援

補助上限１億円（補助率原則1/2（※））
※ 投資余力に乏しい事業者について、一定の条件を満たしたものについては補助率2/3

観光地魅力向上のための廃屋撤去

観光地の景観改善等に資する
廃屋の撤去支援

補助上限１億円（補助率1/2）

観光施設改修

土産物店や飲食店等の
改修支援

補助上限500万円（補助率1/2）

公的施設への観光目的での改修

立地の良い公共施設への
カフェ等の併設などの改修支援

補助上限2000万円（補助率1/2）
※民間への運営委託等、民間活力導入が条件

○問い合わせ先　：国土交通省　観光庁　観光産業課
TEL　03-5253-8330
近畿運輸局　観光部　観光企画課
TEL　06-6949-6466

12. 海外展開のための支援事業者活用事業（うちJAPANブランド育成支援等事業）

令和4年度予算案額：
５４５百万円の内数

目的・概要

中小企業者等が、海外展開やそれを見据えた全国展開のために、新商品・サービスの開発・改良、ブランディングや新規販路開拓等の取組を行う場合に、その経費の一部を補助することにより、地域中小企業の域外需要の獲得を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的とする。

対象者

中小企業者、商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、組合、一般財団法人または一般社団法人、NPO等

対象事業

中小企業者等が、海外市場等の新たな市場の獲得に向けて新商品・サービスの開発による販路開拓やブランディング等の取組を行う場合、その経費（原材料費、デザイン費、ブランド構築費、広報費、展示会出展費等）の一部を補助。

なお、本補助金へ申請する際は、中小企業庁が設置する事務局が、海外展開支援に実績のある支援機関・支援事業者として選定・公表する「支援パートナー」を活用したうえで、事業を実施することを要件とする。

補助上限・補助率

補助上限額：500万円～2,000万円（※1）
補　助　率：2/3以内（※2）

※1：複数者による共同申請の場合、一者毎に500万円嵩上げし、最大2,000万円まで引きあげ
※2：採択３年目の場合／3年以内に海外展開を行うことを明確に示した国内販路開拓の場合は、1/2以内

事業イメージ

中小企業者等の海外販路開拓を、中小企業庁が選定する「支援パートナー」を活用することで支援。（※一部、条件付きで国内も可）

補助率	補助上限額
2/3以内 ※採択３年目の場合／国内販路開拓に係る経費は1/2以内	**500万円** ※複数者による共同での応募の場合、1者毎に500万円嵩上げし、**最大2,000万円**まで引き上げ。

○問い合わせ・申請先　：近畿経済産業局　通商部　地域ブランド展開支援室
TEL　06-6966-6054　FAX　06-6966-6087

１３. 伝統的工芸品産業支援補助金

令和4年度予算案額：
363百万円

概　要

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」）」第２条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を対象とし、伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する、後継者育成や需要開拓・意匠開発等の取組を支援する。

対象者

国指定伝統的工芸品の製造協同組合等

対象事業

伝産法に基づき大臣認定を受けた３～５年の各種事業計画に沿って実施される事業を対象とする

支援内容

下記事業について、上限2,000万円を補助。（ ）は補助率。

【振興計画】 後継者育成事業（１／２、２／３以内）、
技術・技法の記録収集・保存事業（２／３以内）
原材料確保対策事業（２／３以内）
需要開拓事業（２／３以内）
意匠開発事業（２／３以内）

【共同振興計画】 需要開拓等共同展開事業、新商品共同開発事業（２／３以内）

【活性化計画・連携活性化計画】 活性化事業、連携活性化事業（２／３以内）

【支援計画】 人材育成・交流支援事業、産地プロデューサー事業（１／２以内）

事業の内容

事業目的・概要

- 現在、236存在する伝統的工芸品の指定産地は、ほとんどが個人事業者や中小・小規模企業により支えられています。
- 一方、昨今の生活様式の変化や安価な輸入品の増大による需要の低迷等の課題に直面し、伝統的技術・技法の継承が危機的状況にあります。
- 本事業は、各産地における伝統的工芸品の原材料確保対策事業、若手後継者の創出育成事業のほか、観光など異分野との連携や他産地との連携事業、国内外の大消費地等での需要開拓などに対して支援します。
- なお、本事業は「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）」の規定に基づき経済産業大臣が指定した工芸品が対象であり、事業の申請に際しては、伝産法の規定による3～5年の事業計画を策定し、経済産業大臣の認定を予め受ける必要があります。

成果目標

- 各実施事業において成果目標（KPI）を設定するとともに、そのKPIを達成する事業数について全体の8割以上となることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（産地組合・製造事業者等：2/3、学校法人・コンサルタント等：1/2）

国 → 国指定伝統的工芸品の製造協同組合等

補助上限額：2,000万円

事業イメージ

需要開拓事業

伝統的な技術・技法に基づく魅力的な商品を、国内外の見本市へ出展し、産品とその背景にある文化の発信など、伝統的工芸品産業の需要拡大や知名度の向上を目的とした事業を支援します。

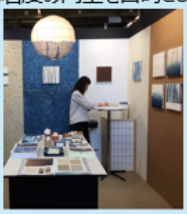

【阿波和紙（徳島県）展示会出展】

【久米島紬（沖縄県）展示会出展】

後継者育成事業（従事者等）

伝統工芸士等が実習や座学などの直接指導を行い、従事者の技術力向上、伝統的な技術・技法の習得などを通じ、後継者の創出を図る事業を支援します。

【琉球絣（沖縄県）の実習の様子】

【大阪浪華錫器（大阪府）の実習の様子】

○問い合わせ・申請先　：近畿経済産業局　産業部　製造産業課
TEL　06-6966-6022　ＦＡＸ　06-6966-6082

14. 地域団体商標制度

目的・概要

地域の事業者が協力して、地域特産の農作物などにブランド名（例えば「東京りんご」など）を付けて生産、販売などを行う場合、他人に勝手に使用されるのを防ぐために、商標権を取得することが有効です。しかし、「東京りんご」というネーミングは、地域名（東京）と商品名（りんご）を合わせただけの単純なネーミングなので、通常の商標として商標権を取得することは困難です。

そこで、このような「地域名+商品（サービス）名」から構成される商標でも、一定の条件を満たせば商標登録できる制度として創設されたのが「地域団体商標制度」です。

本制度は、地域ブランドを適切に保護するとともに、商品・サービスのイメージアップや事業者のブランド意識の向上に繋がり、競争力の強化と地域経済の活性化が期待されます。

取得できる者

法人格を有し、かつ設立根拠法により加入の自由が保証された組合（農協、漁協等）、商工会、商工会議所、ＮＰＯ法人　※これらに相当する外国の法人も含まれます。

登録要件

地域の名称と商品（サービス）に関連性があること
一定の地理的範囲の需要者間である程度有名であること　等

権利取得までの流れ

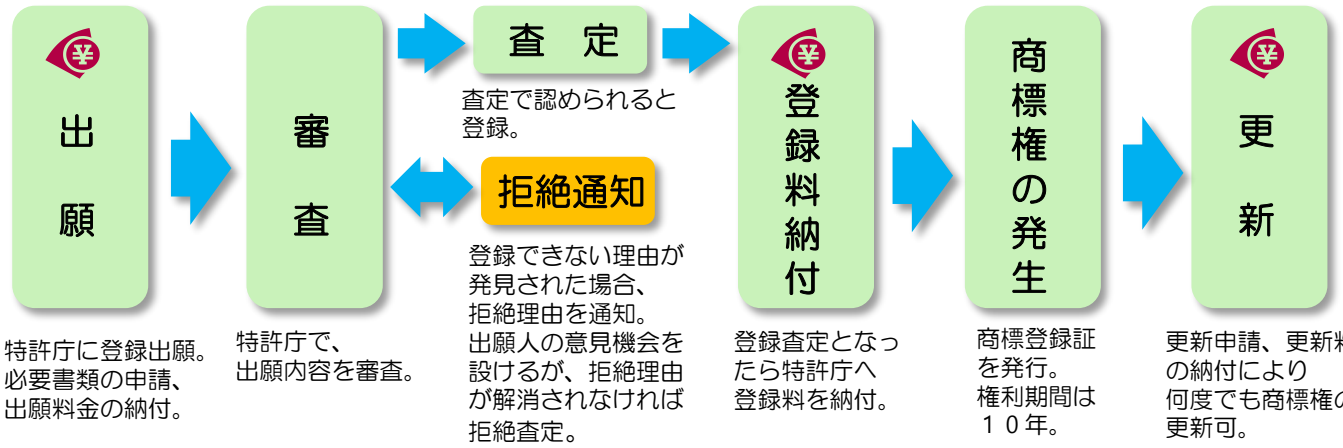

- ● 出願料（商標登録出願：通常）　3,400円 ＋（8,600円×区分数）
- ● 登録料（商標登録料：10年）　32,900円　×　区分数
- ● 更新登録申請料（10年）　43,600円　×　区分数
- ○ 紙申請の場合は、電子化のための手数料が必要な場合があります。（2022年4月以降）

地域団体商標マークについて

本マークは、地域団体商標登録商品（サービス）であることを示す証です。
本マークを用いることで、一般消費者等の認識が高まり、地域ブランドとしての信用・信頼が蓄積し、ブランド力向上につながることが期待されます。

地域団体商標について詳しく知りたい方は以下の特許庁ホームページをご覧ください。
出願に関する相談窓口、制度説明会、海外展開支援等の各種支援策についても紹介しています。
特許庁ホームページ「地域ブランドの保護は地域団体商標制度で」
https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/index.html

○問い合わせ　：特許庁　審査業務部　商標課　地域ブランド推進室
TEL　03-3581-1101（内線　2828）
メールアドレス　PA1481@jpo.go.jp

15. 地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業

令和4年度予算案額：460百万円

概　要

中小商業者等が、地方公共団体と一体となって、新たな需要の創出につながる魅力的な機能の誘致等を行う実証事業について、財政、人材育成、ノウハウ提供等の面から支援する。

対象者

（１）中小小売・サービス業のグループ等　　（２）民間事業者等

対象事業

（１）地域商業機能複合化推進事業

【ソフト事業】

AIカメラ等の導入による来街者の属性・回遊情報の収集・分析や、空き店舗等を活用したチャレンジショップの実施による消費者ニーズの把握等、テナントミックスの実現に繋がる情報の収集・分析に係る取組を支援する。

【ハード事業】

最適なテナントミックスの実現に必要な消費動向等を踏まえながら新たな需要の創出につながる魅力的な施設の整備等を実施し、エリア全体に波及効果をもたらす取組を支援する。

※テナントミックスとは…

商業集積活性化を図るための最適なテナント（業種業態）の組み合わせを意味しており、本事業では、地域の新たなニーズや需要に対応した最適な供給体制を面的に構築すること。

（２）外部人材活用・地域人材育成事業

地域に外部の専門人材を派遣し、テナントミックスの実現に向けた推進体制の構築や計画策定等を後押しする伴走支援を実施するとともに当該取組の全国への横展開を促進。

支援内容

（１）地域商業機能複合化推進事業

【ソフト事業】　補助　5/6以内（国：2/3以内、地方公共団体：1/6以上）

【ハード事業】　補助　3/4以内（国：1/2以内、地方公共団体：1/4以上）

（２）外部人材活用・地域人材育成事業　　委託

○問い合わせ先　：近畿経済産業局　産業部　流通・サービス産業課
TEL　06-6966-6025　　FAX　06-6966-6084